

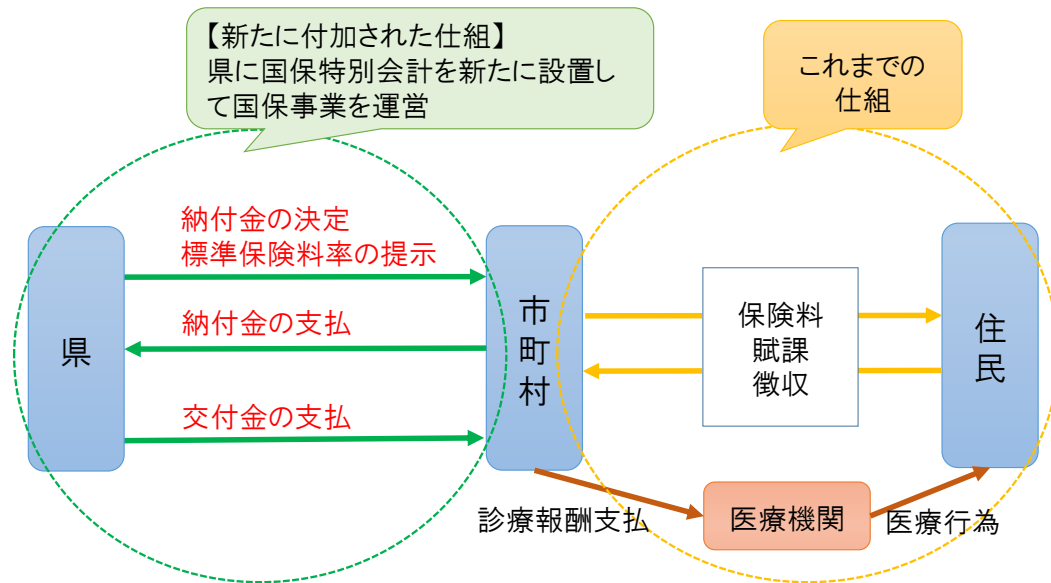
1 国保改革の概要(平成30年度～)

目的:国保制度の安定化、国民皆保険の維持

◆ 財政運営の見直しによる制度の安定化

県の役割	財政運営の責任主体
市町村の役割	保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収等

◆ 新たな財政運営の仕組

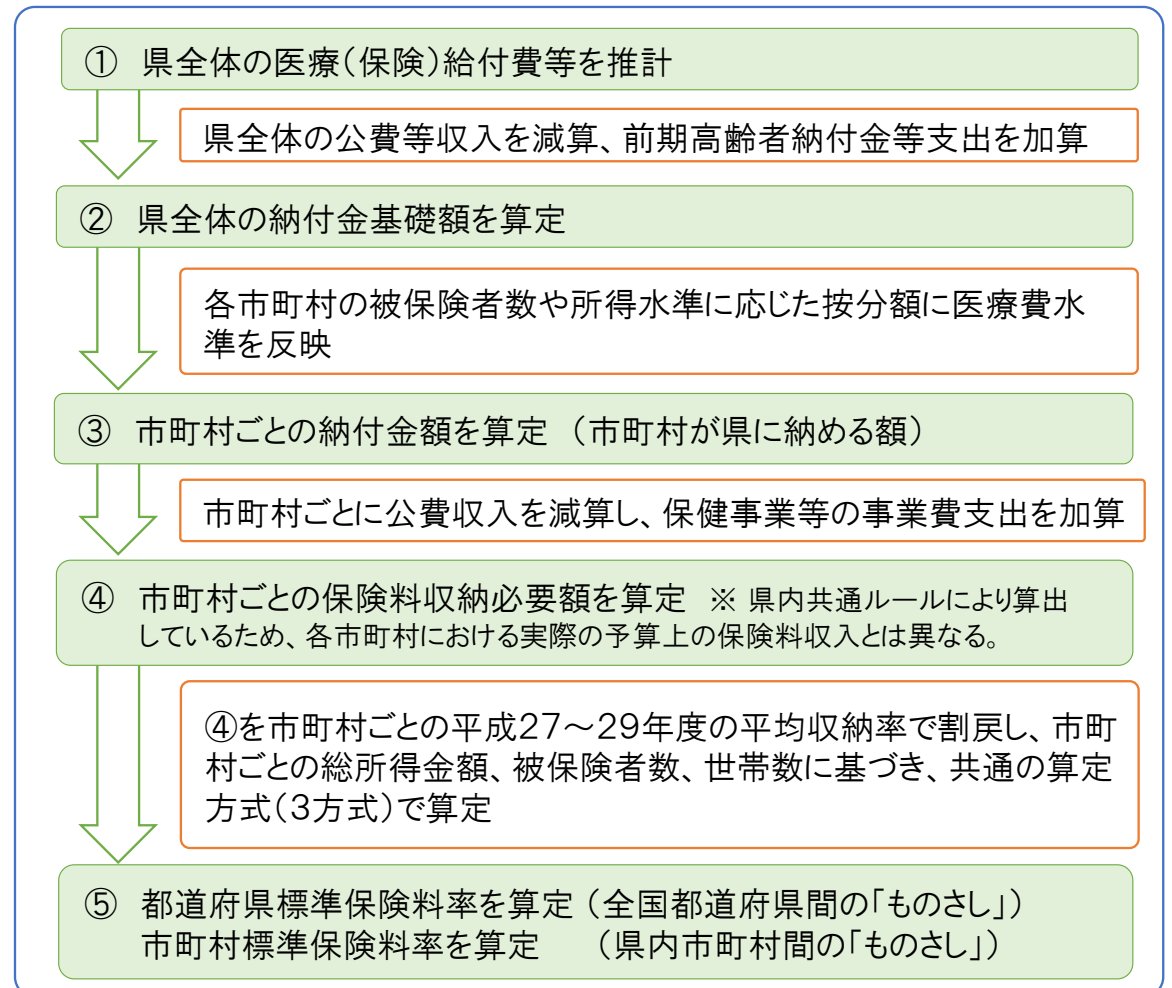


◆ 公費の財政支援拡充による財政基盤の強化

全国レベルで平成30年度から約3,400億円を投入

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
約1,700億円	→		約3,400億円

2 納付金等の算定の流れ



3 納付金等の算定方法について

◆ 算定方法

- 医療費指数反映係数→医療費指数を全て反映させて納付金を按分(医療費水準に応じて納付金を増減させる)
- 所得係数→国が示す係数に基づき納付金を応能分と応益分に按分(応能分よりも応益分の納付金が多くなった)
- 納付金の按分方法→3方式(均等割、世帯割、所得割)
- 財政支援拡充分(30年度からの追加1700億円)は全て反映

平成31年度 国民健康保険事業費納付金の算定結果について

平成31年3月27日
保健福祉部 国民健康保険課

4 納付金等の本算定結果

◆ 納付金の本算定結果

【 】は仮算定時の数値

	31年度 本算定		30年度 本算定 激変緩和後
	激変緩和前	激変緩和後	
一人当たり保険給付費	312,526円	312,526円 【312,338円】	290,041円
一人当たり納付金額	124,697円	123,408円 【124,273円】	119,686円
一人当たり保険料 (28年度 102,745円)	100,194円	98,908円 【99,983円】	92,843円
激変緩和実施市町村数	8	15 【16】	14
一人当たり保険料が上昇 した市町村数(対28年度)	16	16 【22】	0
最大伸び率 ①対28年度比 ②単年度換算	①59.51% ②16.84%	①0.58%【2.37%】 ②0.19%【0.78%】	①▲4.99% ②▲2.53%
最小伸び率 ①対28年度比 ②単年度換算		① ▲33.74% ② ▲12.82%	①▲33.61% ②▲18.52%

※市町村ごとの納付金及び標準保険料率は別表参照。
※激変緩和措置の詳細は補足説明参照。
※本算定と仮算定の算定結果の違いは、国普通調整交付金の増加などによるもの。

◆ 一人当たり保険料の主な変動要因(30年度本算定との比較)

【引き上がる要因】

- 保険給付費の増(約42億円)や国特別調整交付金の減(約9億円)、被保険者数の減(約1.8万人減)などにより、一人当たり保険料が約19,000円引き上がる。

【引き下がる要因】

- 前期高齢者交付金の増(約18億円)、国普通調整交付金の増(約14億円)、後期高齢者支援金の減(約5億円)及び介護納付金の減(約7億円)などにより、一人当たり保険料が約13,000円引き下がる。

5 算定結果に係る留意事項

◆ 留意事項

- 31年度における各市町村の実際の保険料率は、県から示される納付金額に基づき、各市町村の判断で行う決算補填等目的の法定外一般会計繰入や財政調整基金からの繰入等も踏まえ決定されるものであり、県の算定結果とは必ずしも一致しない。

補足説明 激変緩和措置

◆ 激変緩和措置

- 保険料の負担水準が急激に上昇する市町村については、上昇を抑制するために激変緩和用暫定措置による財政措置を実施
- 国の激変緩和用暫定措置約**5.3億円**を活用

◆ 実施イメージ

- ① 一人当たり保険給付費等の26～29年度の3か年の伸び率(6.94%)を一定割合(自然増分)として設定。
- ② 一定割合を超える市町村に激変緩和用暫定措置(約1.1億円)を投入。
- ③ 激変緩和用暫定措置に残余金(約4.2億円)が発生したため、残余金を活用して一定割合を引き下げ。

